

各位

2019年10月17日  
maneo マーケット株式会社

### 外部調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、外部調査委員会を設置することを決定いたしました。

#### 1. 外部調査委員会設置の経緯

当社は、2018年7月13日付「業務改善命令について」にてお知らせいたしましたとおり、金融庁からの業務改善命令を厳粛に受け止め、業務の改善に取り組んでまいりました。また、2019年9月17日付「資本構成の変更および新たな役員の選任に関するお知らせ」及び2019年10月2日付「業務提携契約締結に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、NLHD 株式会社が当社の筆頭株主となり、更なる業務の改善・投資家保護の推進に向けて事業を進めております。

しかしながら、当社グループ及び営業者によるファンド運営において分配金の延滞が多数発生している状況に鑑み、これまでの経営体制及び事業運営に関して、公正性を確保した調査を行う必要があると判断したことから、当社グループ及び営業者と利害関係を有しない社外の中立かつ公正な立場にある有識者により構成される外部調査委員会を設置し、調査を実施することといたしました。

#### 2. 外部調査委員会の目的

- ① 平成30年7月13日付で関東財務局から受けた業務改善命令（株式会社グリーンインフラレンディング（以下、「GIL」）を営業者とするファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をした行為及び当社の管理上の問題点）に関し、背景事情を含む事実関係の調査を行い、責任の所在を明確にし、原因を究明した上で、再発防止策を提案すること
- ② 上記①記載の GIL 及び下記③記載の maneo 株式会社を除く当社プラットフォームを利用してファンドの取得勧誘を行った営業者について、当社による選定及び管理状況の検証を行うこと
- ③ 上記①及び②のほか、当社、maneo 株式会社及び株式会社リクレにおける融資、決裁及び営業者の選定・管理に係る基準並びに手続の妥当性並びに資金移動の適切性に関し、検証を行うこと
- ④ その他外部調査委員会が必要と認めた事項の調査ないし検証を行うこと

### 3. 外部調査委員会の構成（敬称略）

外部調査委員会の委員は、当社グループ及び営業者のいずれとも利害関係を有しない以下の3名から構成されております。

委員長	伊丹 俊彦	弁護士 (元大阪高等検察庁検事長)	(略歴) 1980年 検事任官（東京地方検察庁配属） 2014年 最高検察庁次長検事 2015年 大阪高等検察庁検事長 2016年 弁護士登録 (長島・大野・常松法律事務所 顧問)
委員	河合 健司	弁護士 (元仙台高等裁判所長官)	1980年 判事補任官（大阪地方裁判所配属） 1990年 判事任官 2016年 仙台高等裁判所長官 2018年 弁護士登録 (東京リベルテ法律事務所 顧問)
委員	加藤 正憲	公認会計士	1995年 太田昭和監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所 2002年 公認会計士登録 2003年 株式会社 KPMG FAS 入社 2012年 加藤公認会計士事務所設立 (同事務所 代表)

なお、外部調査委員会では、長島・大野・常松法律事務所及び外部調査委員会が適切と認める者を調査の補助者として起用することとしております。

### 4. 今後の対応について

外部調査委員会は調査に3ヶ月程度の期間を要すると見込んでおり、当社は外部調査委員会による調査に対して全面的に協力してまいります。外部調査委員会による調査の結果につきましては、報告書を受領次第速やかにお知らせいたします。

#### ■本リリースに関するお問い合わせ

Mail : info@maneo-market.jp

FAX : 020-4664-4308